

特記仕様書

業務名 檀原公苑環境整備事業（緊急雇用）
業務場所 檀原市畝傍町 檀原公苑（剪定業務）
明日香村小山 明日香庭球場（伐採業務、除根除く）
業務期間 平成24年1月13日（予定） ～ 平成24年3月23日

第1条

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事共通仕様書（平成19年11月奈良県土木部）」（以下「共通仕様書」という。）、「緊急雇用創出事業実施要領」によるものとする。

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

第1（委託業務の条件）

- 本業務に係る事業費のうち、失業者に向けられる人件費（賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担分）は、2分の1以上であるものとする。
- 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることを確認するものとする。
 - 失業者であることを確認した書類は、以下のものとする。
 - 雇用保険受給資格者証
 - 廃業届ただし、上記の書類にて確認できない場合は履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものにより必ず確認するものとする。
 - 次の者は失業者に該当しないものとする。
 - 個人事業者で本業があるがその合間に当事業に雇用された者
 - 他社に在職しているが、出向や副業として当事業に雇用された者
- 失業者の新規雇用は原則として期間雇用とし、学生アルバイト又は日々雇用は認めないものとする。
- 新規雇用する労働者の雇用期間は、6箇月以内とし、1回に限り6箇月以内の期間で更新することができるものとする。
- 新規雇用者は、複数の事業に同一人物が重ねて就くことはできないものとする。
- 新規雇用者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集又は直接募集においても募集の公開を図ることとする。
- 事業の実施に当たり、前記1、2、3に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還すること。
- 共通仕様書及び特記仕様書に定められていない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

第2（委託料の使用等）

- 委託料の用途は、この委託業務以外の費用に充ててはならないものとする。
- 当該業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにするものとする。
- 経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣又は奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存するものとする。
- 委託料が確定した結果、概算払により交付した委託料に残額が生じたとき、又は委託事業により発生した収入があるときは、奈良県に対し返還するものとする。

第3（再委任の禁止）

- 委託業者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委任し又請け負わせてはならないものとする。

第4（申出義務）

1. 委託契約締結後の事情の変化により業務を遂行することが困難になり、又は不利益となったときは、その都度監督員に申し出て必要な指示を受けなければならないものとする。

第5（帳簿の整備）

1. 委託業者は、次の関係帳簿を整理し、委託業務の完了後5年間保管するものとする。
 - （1）労働関係帳簿
 - ① 労働者名簿
 - ② 賃金台帳
 - ③ 出勤簿またはタイムカード
 - （2）会計関係帳簿
 - ① 総勘定元帳及び現金出納簿等

第6（関係書類の提出）

1. 受注者は委託契約後、10日以内に次の事項を内容に含む業務実施計画書を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

 - ① 業務概要
 - ② 本業務の予定期間及び終了予定期日
 - ③ 連絡体制（緊急時を含む）
 - ④ 本業務に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者数
 - ⑤ 本事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
 - ⑥ 本事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
 - ⑦ その他、必要事項
2. 委託業務の終了後、10日以内に次の関係書類を監督職員に提出するものとする。
 - ① 事業実施報告書
 - ② 経費報告書及び雇用の実績
 - ③ 労働者名簿（事業に従事する全労働者分）

労働者名簿には次の事項を記載すること。

 - （ア）事業で新規雇用した労働者の氏名及び住所
 - （イ）事業で新規雇用した労働者の雇用期間及び従事日数
 - （ウ）新規雇用した労働者が失業者であったことを確認した書類名
 - （エ）事業で新規雇用した労働者の募集方法
 - （オ）その他の事業従事者の氏名、住所、従事日数等
 - ④ 現場写真（事業実施前、実施後の比較のできるもの）
 - ⑤ 新規雇用者が失業者であることを確認した旨の証明書の写し（雇用保険受給資格者証、廃業者届等）
 - ⑥ その他共通仕様書及び委託契約書に基づく書類等

第7（その他の事項）

1. 機器等の購入については、原則としてレンタル又はリース契約によるものとする。
2. その他疑義が生じた場合は、その都度監督職員に指示を仰ぐこと。